

原油価格・物価高騰対策事業者支援金

市では、昨今の原油価格や物価の高騰により、影響を受けた事業者の皆様を対象として、原油高騰による影響を緩和し、事業継続を支援するための支援金制度を設けました。

この支援金の申請受付を令和4年7月4日（月）から開始します。制度の概要や具体的な申請方法は下記をご覧ください。

対象者

下記の全てを満たす事業者

- ▶ 市内に本社又は本店がある法人及び個人事業主であって、**常時雇用する従業員10人以下**であること
- ▶ 申請時点で事業を行っており、**今後も事業継続の意思があること**
- ▶ **次の補助金等の申請、受給及び今後申請の予定がないこと**
 - ・新発田市運輸・交通事業者燃油高騰対策補助金（商工振興課）
 - ・新発田市原油価格・物価高騰対策支援事業補助金（農林水産課）
- ▶ 業種ごとの「感染拡大防止ガイドライン」等を踏まえ、感染症拡大防止対策を実施していること
- ▶ 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員等が新発田市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団もしくは同条第2号に規定する暴力団員に該当しないこと。また、暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しないもの
- ▶ 宗教的または政治的団体でないもの
- ▶ 公序良俗に反する営業を行っていないもの

支給要件

①または②のいずれかを満たす事業者

- ① 令和4年1月から令和4年5月までの**売上高**が前年同期間と比較して**減少**していること※¹※²
- ② 令和4年1月から令和4年5月までの**燃料費、原材料費、光熱水費の経費の合算額**が、前年同期間と比較して**130%を超えていること**※²

※¹新型コロナウイルス感染症対策に関連する給付金・補助金等は事業収入から除いてください。ただし、県の時短要請等に応じた協力金は事業収入に含めて算定してください。

※²特例として、令和3年1月以降に創業した場合は、創業翌月から5ヶ月分の売上高または燃料費等と比較しますので、算定は別紙（市ホームページ掲載）により行ってください。

支給金額

上限10万円（千円未満切捨て）

支給額の計算

支給要件①	令和3年1月～5月の売上高 - 令和4年1月～5月の売上高
支給要件②	令和4年1月～5月の燃料費、原材料費、光熱水費の経費の合算額 - (令和3年1月～5月の同経費の合算額 × 130%)

申請書類

下記の書類を全てご提出ください。なお、◎印がある書類は市ホームページに掲載していますのでダウンロードしてご利用ください。

- ▶ 交付申請書 兼 請求書 ◎
- ▶ 確定申告書の控え
 - 法人の場合
 - ①確定申告書別表第一 ②法人事業概況説明書2枚（両面）
 - ※対象とする期間を含む全ての①及び②を提出ください
 - 個人事業主の場合
 - [青色申告の場合] ①令和3年確定申告書第一表及び所得税青色申告決算書（ページ1・2）
 - [白色申告の場合] ①令和3年確定申告書第一表
 - ※確定申告の義務がない場合は令和4年度住民税申告書の控えを代わりに提出してください
- ▶ «売上高» を比較する場合
売上台帳、月次残高試算表などの売上の減少が確認できる書類の写し
- ▶ «燃料費等» を比較する場合
総勘定元帳などの燃料費、原材料費、光熱水費が確認できる書類の写し
- ▶ 誓約書 ◎
- ▶ 振込先口座（交付申請書兼請求書記載）がわかる通帳の写し
- ▶ 提出書類チェックシート ◎

□市ホームページ

「新発田市原油価格・物価高騰対策事業者支援金の申請受付を開始します」
<https://www.city.shibata.lg.jp/jigyosha/shien/shien/1019681.html>



申請方法

必要書類一式を簡易書留などの郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

- ▶ 提出先：市商工振興課 商業・まちなか振興係（〒957-8686 新発田市中心3-3-3）
 - ※郵送料は各自ご負担のうえ、封筒裏面に差出人の住所及び氏名を記載してください
 - ※郵送によるご提出が難しい場合は直接ご提出ください。

申請受付

令和4年7月4日（月）～ 令和4年8月31日（水）※締切日消印有効

その他

本支援金の受給資格に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支給の決定を取り消すとともに、支援金の返還を求めます。

問い合わせ先

新発田市商工振興課 商業・まちなか振興係 ☎ 0254-28-9650